

## 船舶区画規程等の一部を改正する省令案に関する意見募集結果について

令和6年10月30日  
国土交通省  
海事局安全政策課

国土交通省では、令和6年9月2日から令和6年10月1日までの期間、船舶区画規程等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、4件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- ①募集期間：令和6年9月2日（月）～令和6年10月1日（火）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

### 2. 意見数

提出意見数4件

### 3. お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課

電話番号03-5253-8111（内線43-533）

## ご意見の内容及び国土交通省の考え方

ご意見の内容	国土交通省の考え方
<p>弊社はハーバータグボートを主に建造、修繕している造船所です。</p> <p>膨張式救命筏へのブルワークからの乗り込み高さが2.0m未満の船になります。</p> <p>適用日以降建造の新造船にも「簡易はしご」にて乗込装置備え付け船としていただけないでしょうか？</p>	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>今般の改正は、旅客の輸送の安全を確保するという観点から、旅客船（旅客定員13人以上の船舶）及び旅客を搭載して事業に使用される船舶を対象としています。</p> <p>適用日以降に建造される対象船舶（新造船）については、救命いかだへの乗り込み位置や降下式乗込装置の備え付け場所などを考慮した船舶設計が可能であることから、簡易はしごによる救命いかだへの乗り込みは認めないこととしています。</p>
<p>弊社はハーバータグボートを主に建造、修繕している造船所です。</p> <p>第4種船の旅客定員12人以下の船舶で「海上運送法」適用している船もあります。</p> <p>膨張式救命筏へのブルワークからの乗り込み高さが2.0m未満の船になりますが、適用日以降建造の新造船にも「簡易はしご」にて乗込装置を備え付け、スライダー不要の2点固定式救命筏等装備することでもよろしいでしょうか？</p>	<p>今般の改正は、旅客の輸送の安全を確保するという観点から、旅客船（旅客定員13人以上の船舶）及び旅客を搭載して事業に使用される船舶を対象としています。</p> <p>適用日以降に建造される第4種船に救命いかだを備え付ける場合であって、当該船舶が海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供するもの（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）である場合には、簡易はしごによる救命いかだへの乗り込みは認められません。</p> <p>なお、水面上1.2メートル未満の場所から乗り込む位置保持型膨張式救命いかだを備え付ける場合には、スライダー（降下式乗込装置）の備え付けは不要となります。</p>

ご意見の内容	国土交通省の考え方
<p>改良型救命いかだ等の搭載義務化に関し、新たに救命いかだ等を設置する船舶も多いことから、救命器具メーカーに対し、乗組員の知識の習得に向けた救命設備及びスライダ－の使用に関するビデオを作成するよう指導されたい。また、船員の教育機関に対し、救命設備及びスライダ－を用いた教育訓練を実施するよう指導されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、救命器具メーカーに対し、製造する救命いかだやスライダ－（降下式乗込装置）の使用方法を判りやすく説明する動画などを作成頂くよう働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、令和6年4月1日より小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員への教育訓練の実施が義務づけられたところ。その一環で「教材ひな形」を作成しており、救命いかだの使い方に関する内容を盛り込んでいます。引き続き、船員が救命設備を適切に使用できるよう取り組みを進めてまいります。</p>
<p>隔壁の水密化制度に関し、既存船舶に対しては、水密全通甲板の設置等に代えて浸水警報装置及び排水設備の設置が義務化されるものですが、これら浸水警報装置及び排水設備についても、その導入にあたり支援する措置を設けて頂きたい。</p>	<p>現存船への浸水警報装置及び排水設備の導入に係る支援措置について、引き続き検討してまいります。</p>